

承認第6号 説明資料

幕別町税条例等の一部を改正する条例（第1条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第7条の3 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第36条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において町民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると町長が認める場合を含む。）</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前</p>	<p>○幕別町税条例 (昭和30年5月30日 条例第18号)</p> <p>第1条～第151条 略</p> <p>附 則 第1条～第7条の3 略</p> <p>第7条の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>年中において給与所得以外の所得を有しなかったものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</u></p> <p>3 <u>第1項の規定の適用</u>がある場合における第34条の8及び第34の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>第7条の4～第10条 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>法附則第15条第32項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第32項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第32項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第32項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第32項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第32項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第32項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第32項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第32項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p>	<p><u>2 前項の規定の適用</u>がある場合における第34条の8及び第34の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第7条の3の2第1項」とする。</p> <p>第7条の4～第10条 略</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 <u>法附則第15条第33項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 <u>法附則第15条第33項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 <u>法附則第15条第33項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>7 <u>法附則第15条第33項第1号ニ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第33項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第33項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第33項第3号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第33項第3号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第33項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>13 <u>法附則第15条第44項</u>に規定する町の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>14 <u>法附則第15条第45項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>15 法附則第15条第46項に規定する町の条例で定める割合は0とする。</p> <p>16 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略 2～5 略</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p>	<p>15 法附則第15条第47項に規定する町の条例で定める割合は0とする。</p> <p>16 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略 2～5 略</p> <p>6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)</p> <p>(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</p> <p>(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日</p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>(7) 略</p> <p><u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>9</u> 略</p> <p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>12</u> 略</p> <p>第11条～第15条 略</p>	<p>(7) 略</p> <p><u>9</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>10</u> 略</p> <p><u>11</u> 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) 略</p> <p><u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>13</u> 略</p> <p>第11条～第15条 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例															
<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第16条 平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>															
<p>略</p>	<p>略</p>															
<p>2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="129 724 427 764">第82条第2号ア</td> <td data-bbox="427 724 770 764">3,900円</td> <td data-bbox="770 724 1106 764">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="427 764 770 804">6,900円</td> <td data-bbox="770 764 1106 804">1,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="427 804 770 844">10,800円</td> <td data-bbox="770 804 1106 844">2,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="427 844 770 884">3,800円</td> <td data-bbox="770 844 1106 884">1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="427 884 770 916">5,000円</td> <td data-bbox="770 884 1106 916">1,300円</td> </tr> </table>	第82条第2号ア	3,900円	1,000円		6,900円	1,800円		10,800円	2,700円		3,800円	1,000円		5,000円	1,300円	
第82条第2号ア	3,900円	1,000円														
	6,900円	1,800円														
	10,800円	2,700円														
	3,800円	1,000円														
	5,000円	1,300円														
<p>3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>																
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="129 1134 427 1174">第82条第2号ア</td> <td data-bbox="427 1134 770 1174">3,900円</td> <td data-bbox="770 1134 1106 1174">2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="427 1174 770 1214">6,900円</td> <td data-bbox="770 1174 1106 1214">3,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="427 1214 770 1254">10,800円</td> <td data-bbox="770 1214 1106 1254">5,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="427 1254 770 1294">3,800円</td> <td data-bbox="770 1254 1106 1294">1,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="427 1294 770 1326">5,000円</td> <td data-bbox="770 1294 1106 1326">2,500円</td> </tr> </table>	第82条第2号ア	3,900円	2,000円		6,900円	3,500円		10,800円	5,400円		3,800円	1,900円		5,000円	2,500円	
第82条第2号ア	3,900円	2,000円														
	6,900円	3,500円														
	10,800円	5,400円														
	3,800円	1,900円														
	5,000円	2,500円														
<p>4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指</p>																

現 行 条 例

定を受けた場合において、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

改 正 条 例

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円

現 行 条 例	改 正 条 例														
<p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第4項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第16条の3～第29条 略</p>	<table border="1" data-bbox="1178 248 2159 288"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">2,500円</td> </tr> </table> <p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1178 544 2159 732"> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">第82条第2号ア</td> <td style="text-align: center;">3,900円</td> <td style="text-align: center;">3,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6,900円</td> <td style="text-align: center;">5,200円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10,800円</td> <td style="text-align: center;">8,100円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3,800円</td> <td style="text-align: center;">2,900円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5,000円</td> <td style="text-align: center;">3,800円</td> </tr> </table> <p>（軽自動車税の賦課徴収の特例）</p> <p>第16条の2 町長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 略</p> <p>第16条の3～第29条 略</p>		5,000円	2,500円	第82条第2号ア	3,900円	3,000円	6,900円	5,200円	10,800円	8,100円	3,800円	2,900円	5,000円	3,800円
	5,000円	2,500円													
第82条第2号ア	3,900円	3,000円													
	6,900円	5,200円													
	10,800円	8,100円													
	3,800円	2,900円													
	5,000円	3,800円													

幕別町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例（第2条関係） 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町税条例等の一部を改正する条例 (平成30年6月19日 条例第23号)</p> <p>(幕別町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 幕別町税条例(昭和30年条例第18号)の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」をいう。)」を加え、同条に次の3項を加える。 (中略)</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により町長に提供することにより、行わなければならない。 (中略)</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</p>	<p>○幕別町税条例等の一部を改正する条例 (平成30年6月19日 条例第23号)</p> <p>(幕別町税条例の一部改正)</p> <p>第1条 幕別町税条例(昭和30年条例第18号)の一部を次のように改正する。 (中略)</p> <p>第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項、第11項及び第13項において「納税申告書」をいう。)」を加え、同条に次の8項を加える。 (中略)</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の町民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項及び第12項において「申告書記載事項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法により町長に提供することにより、行わなければならない。 (中略)</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する町長に到達したものとみなす。</u></p> <p>13 <u>第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる</u><u>と認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて町長の承認を受けたときは、当該町長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていな</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例		
<p>附則第15条の次に次の5条を加える。 (中略) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="152 1342 1108 1385"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4 (第3号に係る部分に限</p>	略	<p><u>い旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、町長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</u></p> <p>14 <u>前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを町長に提出しなければならない。</u></p> <p>15 <u>第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p>16 <u>第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p>17 <u>第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p> <p>附則第15条の次に次の5条を加える。 (中略) (軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1196 1342 2152 1385"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4 (第3号に係る部分に限</p>	略
略			
略			

現 行 条 例	改 正 条 例		
<p>る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="129 576 1106 616"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第1条中幕別町税条例第23条第3項及び第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>3項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略 2及び3 略</p> <p>4 前条第5号に掲げる規定による改正後の幕別町税条例第23条第3項及び第48条第10項から第12項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条～第11条 略</p>	略	<p>る。)の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>附則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p> <table border="1" data-bbox="1173 576 2150 616"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(中略)</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 第1条中幕別町税条例第23条第3項及び第48条第1項の改正規定並びに同条に<u>8項</u>を加える改正規定並びに次条第4項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) 略</p> <p>(町民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 略 2及び3 略</p> <p>4 前条第5号に掲げる規定による改正後の幕別町税条例第23条第3項及び第48条第10項から第17項までの規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の町民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の町民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の町民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の町民税については、なお従前の例による。</p> <p>第3条～第11条 略</p>	略
略			
略			

幕別町税条例等の一部を改正する条例の概要

法……………地方税法（昭和25年法律第226号）
 法附則……………地方税法附則
 条例……………幕別町税条例（昭和30年条例第18号）
 条例附則……………幕別町税条例附則

税目名 個人町民税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 住宅ローン控除の延長	法附則第5条の4の2 条例附則第7条の3の2	住宅ローン控除の控除期間の延長 ・住宅ローン控除の控除期間を3年延長（現行10年間→13年間）する。 （令和元年10月1日～令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用。）	平成31年4月1日から適用する。
2 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	

税目名 固定資産税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	

税目名 軽自動車税

事 項	関係条項	改 正 内 容	適用年月日等
1 軽自動車税の税率の特例	法附則第30条 法附則第30条の2 条例附則第16条 条例附則第16条の2	軽自動車税のグリーン化特例の延長 ・3輪以上の軽自動車（新車に限る。）の排出ガス性能及び燃費性能に応じた「グリーン化特例」の現行制度を1年間延長する。	平成31年4月1日から適用する。
2 引用条項及び文言の整理		地方税法の改正に伴う法律の引用条項及び文言の整理	